

令和4年度 第3回喜多方市水道事業経営等審議会 議事概要

1. 開催概要

日 時	令和5年6月20日（火）9:00～11:45
場 所	喜多方市水道課東庁舎 2階会議室
出 席 者	<u>委 員</u> 平澤委員、五百川委員、佐々木委員、雪委員、秋山委員、長嶋委員 瓜生委員、遠藤委員、吉田委員 ※平澤委員はWEB参加、高橋委員は欠席 <u>事務局</u> 馬場建設部長、遠藤課長、清野課長補佐、平林係長、横山主査、齋藤主任主査、山形副主任主査
次 第	1 開会 2 委員紹介 3 議事 （1）喜多方市水道事業経営戦略改定について （2）喜多方市水道料金適正化計画について 4 その他 ・ご意見等の提出について ・第4回審議会の開催について 5 閉会
配 布 資 料	資料1 令和4年度 喜多方市水道事業経営等審議会委員名簿 資料2 喜多方市水道事業経営等審議会（第3回） 説明用資料 《経営戦略改定に向けた検討状況》 資料3 喜多方市水道事業経営戦略（案）【令和5年度～令和14年度】 資料4 喜多方市水道事業経営等審議会（第3回） 説明用資料 《料金適正化に向けた検討状況》 資料5 喜多方市水道料金適正化計画（案）【令和7年度～令和11年度】 様式1 第3回喜多方市水道事業経営等審議会 意見等提出書

2. 会議内容（要旨）

案 件	主な意見・質問	回 答 等
喜多方市水道事業経営戦略改定について	令和 14 年度の財源に係る目標で料金改定率 37.5%とあるが、令和 7 年度の改定率 21.6%、令和 12 年度の改定率 13.1%を合計したものと異なるのはなぜか。（委員）	37.5%は、令和 3 年度に対する令和 14 年度の供給単価の改定率である。一方で令和 7 年度の 21.6%、令和 12 年度の 13.1%は、前年度の供給単価からの改定率を示しているため、その合計が一致するわけではない。（事務局）
	- 令和 2 年度までは詳細が見えていた燃料費や通信運搬費等が、令和 3 年度以降は委託料に含まれているとのことだが詳細は把握できているのか。（委員） - 委託料の上昇は、他の費目を含めたことや物価上昇以外にも要因があるのか。（委員） - 委託料の内訳がわかれば、節約の可否等を検討することができるのではないか。委託料増額の要因を問われた際に、回答が契約形態の変更のみでは不足するため、詳細を提示した方が良いのではないか。（委員）	- 委託料に含まれた費目の詳細な金額は把握している。（事務局） - 関連費用を総合的に委託に含めることで発生する、手間に係る人件費も若干含まれているが、動力費等の上昇が大きな要因である。（事務局） - 今回提示した内容は、委託料の推計方法の訂正とその根拠を示すものであり、費用削減を検討するためではないことを、ご了承ください。（事務局）
	- 料金改定時期を令和 6 年度から令和 7 年度に延期することについて、準備期間を理由としているが、既に令和 5 年度から損益がマイナスになっている状況を踏まえ、詳細な説明をしてほしい。（委員） - 令和 7 年度に延期することによって改定率が上昇することは、市民にとってマイナスではないのか。（委員）	- 令和 5 年度に損益がマイナスとなる結果のため、すぐにでも料金改定が必要なのは理解している。一方で、料金改定は使用者に直結する問題であり、議会対応や使用者への周知に係る時間を考慮すると、令和 6 年度の改定はスケジュール的に現実的ではないため、改定率は上昇し市民の負担感も大きくなるが、令和 7 年度に延期することはやむを得ないと判断した。（事務局） - 経常収支がマイナスの場合においても、補填財源残高から賄うことで運営を継続することは可能である。（事務局）
	推計値では令和 5 年度から損益がマイナスとなっているが、予算を赤字で作成しているわけではないと思うので、令和 5 年度に赤字となった算出根拠を説明いただきたい。（委員）	- 検討開始時期の都合上、令和 4 年度予算までのデータが最新であったため、これらを基に、安定的な事業運営が可能となる条件で推計を行っている。（事務局） - 令和 5 年度の推計値は予算書と異なるため見せ方を再考するが、今後のスケジュールの都合上、その他推計値については現在の方法とさせていただきます。（事務局）

案 件	主な意見・質問	回 答 等
	• 将来的な人口減少によって水道料金が上昇していくであろうことについて、どのように考えているか。(委員)	• 水道施設の適正化等、料金上昇を極力抑えるための努力は行っていくが、人口減少が続く限り収支的に厳しくなるため、料金の上昇自体は避けられないことであると考えている。(事務局)
	• 委託料の推計方法を変えたことは、水道事業会計決算書に影響はないのか。(委員)	• あくまで委託料に係る推計方法の訂正であるため、決算書には適正な値を反映できており問題はない。(事務局)

案 件	主な意見・質問	回 答 等
喜多方市水道料金適正化計画について	- 口径 13mm と 20mm の使用者の比率はどうなっているか。(委員) 13mm と 20mm の基本料金について、13mm を安価にするなどの差をつけたほうがいいのではないか。今までと同様に今回も同一とするのではなく、今回の改定で差別化を図っていいのではないか。(委員) 13mm と 20mm が一緒であることに對し、同様に違和感を覚えた。(委員) - 現在 13mm を使用している方の中には、料金が同じであれば 20mm への変更を希望する方もいるのではないか。(委員) - 今まで 13mm と 20mm の料金を別にしてほしいといった意見はでなかったのか。(委員)	- 圧倒的に 13mm の使用者のほうが多いが、料金が同一のため 20mm を選択する方も増えてきている。(事務局) 13mm と 20mm の料金を区分している事業体もあるが、本市では同一料金としてきた背景があることから、極力変化の少ない料金改定とするため、同一料金とした案を提示している。(事務局) 13mm と 20mm を分けた検討も行ったが、20mm の現行料金からの改定幅が大きいと判断し、13mm と同一とした。13mm と 20mm の料金に差をつけた場合の料金表を、次回審議会等で提示することは可能である。(事務局) - そのような方へは、管路の老朽化に伴い更新する際に 20mm を選択いただくよう対処しているが、配管の工事も必要となる。また、これまで 13mm と 20mm の料金が同一のため 20mm を選択したという方々から不満がでてくる可能性も考慮し、同一料金とした。(事務局) - これまでは、そのような意見はでていない。(事務局)
	小口径(13mm と 20mm)の従量料金について、11m³ 以上の料金が減額となっているが、それ以外は増額となっている理由を教えてほしい。減額ではなく今までと同額でもいいのではないか。(委員)	- 基本水量を廃止することで、今までは基本料金のみであった 6m³ 以下の場合においても従量料金が発生することになるため、少量利用時の料金が増額となる。その分を 11m³ 以上の従量料金を下げることで調整している。(事務局) - 各口径で平均的に使用される水量に對しての改定率が概ね同程度となるように設定した結果である。減額部分を現行と同額以上とした場合、この改定率に差が生じることとなる。(事務局)
	基本水量を廃止することで、小口径の少量利用では 50% 以上の改定が生じている。基本水量の廃止は求められる方向かと思うが、結果的に激変に繋がるのではないか。(委員)	- 基本水量を廃止するか否かは非常に大きな分岐点と考えている。激変緩和という面では基本水量の継続のほうが望ましいという考え方もある。今回の基本水量廃止案が決定ではない。(事務局) - 事務局としては、基本水量を廃止して 1m³ から従量料金を頂戴する代わりに、11m³ 以上の料金を安くする案を提示したが、少量利用者はその恩恵を受け

案 件	主な意見・質問	回 答 等
		れないことも認識している。(事務局)
	総括原価に、資産維持費が5年間で約6億円見込まれている。これは補填財源残高を5億円以上確保するという条件に起因するものと思われるが、5億円は本当に必要か。(委員)	5億円の根拠は、非常時に備えて給水収益の約6か月分を確保する、というものである。本件については、これまでの審議会にて説明の上、了承いただいたと認識している。(事務局)
	13mmと20mmの6m³以下の料金が56.3%のアップ率になるが、調定件数を見ても20%以上が該当する。アップ率をもう少し緩和できないか。(委員)	- アップ率が高いことは認識しているが、逡増度を下げたいという意向があるため今回の結果を提示している。少量利用の従量料金である10m³以下の金額を下げると逡増度が上昇することとなる。(事務局) 6m³以下のアップ率を下げるためには、基本水量を継続するか小口径の基本料金を下げる必要がある。件数の多い小口径の基本料金を下げた場合、件数の少ない中・大口径の基本料金を小口径の下げ幅以上に上げる必要がある。(事務局) - 基本水量の廃止は現行からの激変につながるので、必要であれば基本水量を残すといった内容を追加ケースとして提示することも可能である。(事務局)
	13mmと20mmの6m³以下の料金が56.3%のアップ率となっているが、さらに5年後の料金改定でも同程度のアップ率となるのか。(委員)	次回も同じアップ率になるわけではない。今回は基本水量を廃止する見込みとしているため高いアップ率となっているが、その場合、次回は基本水量が廃止されている状態での改定となるため、今回より低いアップ率になると考えられる。次回改定時には推計見通しも変わる可能性があるため、改定の必要性も含めて具体的な検討を行った上で、再度審議会で諮っていくこととなる。(事務局)
	資料2で起債優先ケースを採用したとあるが、起債をすることで直接的に市民への負担とはならないのか。また、間接的に税金が充てられるなどの市民の負担があるのか。(委員)	起債した分は、将来の皆様から得られる水道料金を用いて償還していくことになる。税金は財源として充当されない。(事務局)